

指定第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）利用契約書

通所介護センターなごやか

利用者（以下「契約者」という。）と通所介護センターなごやか（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される指定第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）のサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上を目指して支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護相当サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護相当サービスの内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「通所介護相当サービス個別計画」という。）は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

（契約期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援及び総合事業対象認定者の有効期間満了までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（通所介護相当サービス個別計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護相当サービス個別計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護相当サービス個別計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、地域包括支援センターを紹介する等、介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護相当サービス個別計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る通所介護相当サービス個別計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、通所介護相当サービス個別計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護相当サービス個別計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護相当サービス個別計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護相当サービス個別計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護予防給付対象サービス）

- 第4条 事業者は、通所介護相当サービスとして、事業所において、契約者に対し日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

（介護予防給付対象外のサービス）

- 第5条 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付対象外の通所介護相当サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項で定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

（サービス利用料金の支払い）

- 第6条 事業者は、契約者が支払うべき通所介護相当サービスに要した費用について、契約者が通所介護相当サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要支援状態区分に応じて第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。ただし、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後又は介護予防サービス計画作成後、償還払いにより、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。）
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始、または月の途中で終了した場合

であっても、次の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- (1) 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- (2) 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- (3) 同一保険者管内での転居等により事業所が変更した場合
- 4 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 第5条第1項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 6 前項の他、契約者は食事の提供に係る費用と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 7 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを原則として翌月10日までに支払うものとします。

(利用の中止、変更、追加)

- 第7条 契約者は、利用期日前において、通所介護相当サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調不良や状態の改善等により通所介護相当サービス個別計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は所介護相当サービス個別計に定めた期日より多かつた場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。
 - 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

- 第8条 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第5項及び第6項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明した上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従業者の義務)

- 第9条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上サービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
 - 4 事業者は、サービス提供時において、契約者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

(守秘義務等)

- 第10条 事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 前2項に関わらず、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いる事ができるものとします。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第11条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

- 第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

- 第13条 事業者は、次の各号に起因して発生した損害について損害賠償責任を負いません。
- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (5) その他、事業者の責に帰すべき事由以外の事由に起因して損害が発生した場合

(天災等によるサービスの未実施の場合の利用料金の請求)

- 第14条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 第15条 契約者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

- 第16条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する月の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、次の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (1) 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - (2) 契約者が入所した場合
 - (3) 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

- 第17条 契約者は、事業者もしくはサービス従業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- (1) 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - (2) 事業者もしくはサービス従業者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

- 第18条 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合には本契約を解除することができます。
- (1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 契約者による第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅滞し、

相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(清算)

第19条 第15条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状の回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

(代理人)

第20条 利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(保証人)

第21条 利用者は、保証人を選任することとします。

2 保証人は、利用者の身元引受人として法律上及び契約上の義務と責任を負います。

(苦情処理)

第22条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第23条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

指定第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）重要事項説明書

通所介護センターなごやか

当事業所は介護保険の指定を受けています。（上田市指定第2070300427号）

当事業所はご契約者に対して指定第1号通所事業サービス（通所介護相当サービス）を提供します。事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、要支援及び総合事業対象と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人別所清明会 |
| (2) 法人所在地 | 長野県上田市別所温泉 1828-2 |
| (3) 電話番号 | 0268(38)3160 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 浅田 奨太 |
| (5) 設立年月 | 昭和44年12月 |

2 事業所の概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）事業所
平成30年4月1日指定
上田市第2070300427号 |
| (2) 事業の目的 | 要支援者の依頼に基づき通所介護相当サービス個別計画を作成し可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | 通所介護センターなごやか |
| (4) 事業所の所在地 | 長野県上田市別所温泉 1828-2 |
| (5) 電話番号 | 0268(38)3160 |
| (6) 管理者氏名 | 浅田 奨太 |
| (7) 事業所の運営方針 | ア 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
イ ご契約者の人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ったサービスを提供する。
ウ サービスの提供にあたっては、医師並びに関係市町村、地域の福祉、医療、保健サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に務める。 |
| (8) 開設年月 | 平成14年2月 |
| (9) 法人が行っている他の業務 | ア 通所介護
イ 居宅介護支援事業
ウ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
エ 特別養護老人ホーム
オ 生活支援ハウス
カ 福祉有償運送サービス |

3 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 通常の事業所の実施地域 | 上田市 |
| (2) 営業日及び営業時間 | ア 営業日 通年
イ 営業時間 月～日曜日 午前8時30分～午後5時15分
ウ 提供時間 月～日曜日 午前8時30分～午後5時15分 |

4 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護相当サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	勤務状況	常勤換算人数	指定基準	職務内容
生活相談員	常勤・非常勤	1 以上	1 以上	生活相談
介護職員	常勤・非常勤	4 以上	4 以上	介護業務

職 種	勤務状況	人 数	指定基準	職務内容
看護職員	常勤・兼務	1	1 以上	看護業務
機能訓練指導員	常勤・兼務	2	1 以上	機能訓練
管理者	非常勤・兼務	1	1	統括業務

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所では、ご契約者に介護予防の給付対象サービスとして次の通所介護相当サービスを提供します。

ア 介護・看護

ご契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。また健康状態の確認・把握を行います。

イ 入浴

入浴の介助又は、入浴が困難な方は清拭(身体を拭く)を行います。なお、当事業所は温泉入浴となっています。

ウ 機能訓練

機能訓練指導員によりご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

エ 生活相談

生活相談員が、介護以外の日常生活に関することも含めてご相談に応じます。

オ 送迎

契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。

(2) 選択的サービス

ア 運動器機能向上サービス

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

イ 口腔機能向上サービス

言語聴覚士等(実態に応じて歯科衛生士等あるいは看護師等と記載)により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食、嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

(3) サービスの利用頻度

利用する曜日や内容等については、居宅サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、通所介護相当サービス個別計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、通所介護相当サービス個別計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

(4) 介護予防の給付対象サービス利用料金(1ヶ月あたり)

1月あたりの自己負担分 (円)

	1月あたりの自己負担分	
	介護サービス費	サービス提供体制加算(Ⅱ)
要支援 1	1,798	72
要支援 2	3,621	144

(5) 選択的サービス利用料金 (1ヵ月あたり) (円)

選択的サービス	1月あたりの自己負担分
運動器機能向上サービス	225
口腔機能向上サービス	150

(6) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ サービス費の9.2%

ア 償還払いについて

ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も同様の支払方法となります。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。

イ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者負担額を変更します。

(7) 当事業所では、ご契約者に介護予防の給付対象とならないサービスとして次のサービスを提供しま

す。

利用料金は、全額がご契約者の負担となります。

- ア 介護予防給付の支給限度額を超える通所介護相当サービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- イ 食事の提供にかかる費用
ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。料金；1食あたり 650円
- ウ 複写物の閲覧
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写については1枚10円いただきます。
- エ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前にご説明申し上げます。

(8) キャンセル料

ご利用前にご契約者の都合でサービスを中止する場合、次のキャンセル料がかかります。ただし、ご契約者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- ア 利用日の前日午後5時までにご連絡をいただいた場合 無料
- イ 利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合 650円(食費)
- ウ 利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合
利用料1日分 + 650円(食費)

(9) 利用料金のお支払方法について

前記(4)～(7)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、10日以内(口座振替除く。)に次のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア 口座振替
- イ 指定金融機関振込(振込手数料はご利用者様の負担となります。)
(ア) 振込口座名義「特別養護老人ホーム別所温泉長寿園」
(イ) 振込金融機関
・ 八十二銀行塩田支店口座番号普通29885
・ 信州うえだ農協塩田支所口座番号普通0021184

ウ 窓口支払い

(10) 利用の中止、変更、追加について

- ア 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- イ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ウ 利用者やご家族などが当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどのセクハラ、パワハラ、背信行為等を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(11) 月のサービス利用日や回数について

月のサービス利用日や回数については、ご契約者の状態の変化、通所介護相当サービス事個別計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

- (12) ご契約者の体調不良や状態の改善等により、通所介護相当サービス個別計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は通所介護相当サービス個別計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- (13) ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、通所介護相当サービス個別計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、地域包括支援センターと調整の上、通所介護相当サービス個別計画の変更、要支援認定の変更申請又は要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- (14) 月ごとの定額制となっているため、月の途中からの利用の開始や月の途中での終了の場合であっても、次に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - ア 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - イ 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - ウ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- (15) 月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- (16) サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6 代理人

利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることがで

きます。

7 保証人

- (1) 利用者は、保証人を選任することとします。
- (2) 保証人は、利用者の身元引受人として法律上及び契約上の義務と責任を負います。

8 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

- (1) 苦情受付窓口(担当者) 生活相談員
- (2) 受付時間 毎週月曜日～日曜日 午前9時～午後5時
- (3) その他の相談窓口としては、上田市高齢者介護課・相談・苦情受付窓口、長野県国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口等があります。

通所介護センターなごやか	上田市別所温泉 1828-2 電話 0268-38-3624
長野県福祉サービス運営適正化委員会	長野県若里 1570-1 (長野県社会福祉総合センター内) 電話 0120-28-7109
長野県国民健康保険団体連合会	長野市西長野加茂北 143-8 電話 026-238-1580
上田市健康福祉部高齢者介護課	上田市大手 1-11-16 電話 0268-22-4100

9 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
2 (なし)			

10 事故発生防止について

- (1) 安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

11 非常災害対策について

- (1) 災害時の対応
職員、地元消防団、自治会により避難誘導を行い出火に際しては消防活動を行います。
- (2) 防災設備
全館内スプリンクラー設備一式、小型消火器、火災受信機、屋内消火栓、誘導灯、非常灯、消防署への自動火災通報装置
- (3) 防災訓練
年2回
- (4) 防火管理者
佐藤大地

12 施設利用の留意事項

当施設のご使用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- (1) 持ち込みの制限
生活常識の範囲内をお願いいたします。
- (2) 喫煙
施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

個人情報使用同意書

私及び家族は指定第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）を受けるにあたり、私及び家族の個人情報をサービス担当者会議等連携するサービス担当者間で用いることに同意します。

さらに他の介護支援事業所、介護保険サービス事業者、病院、老人保健施設から情報を得ることや、他の介護支援事業所、介護保険サービス事業者、病院、老人保健施設へ情報を提供することに同意します。

